

尚恵学園の在り方検討委員会設置要項

(趣旨)

第1条 社会福祉法人尚恵学園は1956年（昭和31年）の尚恵養護学園創設から60年の歴史が築かれた。昨年（平成27年）は、尚恵成人寮の移築が完了し入所支援拠点が地理的に2か所に別れた。一方、今年3月の改正社会福祉法の成立により社会福祉法人制度が大きく改正され、さらなる社会貢献が求められるなど社会福祉法人の今後のあるべき姿が国によって示された。

それらを受け、尚恵学園が今後どのような事業所で在るべきか、理想とする将来像を検討する必要がある。

(設置)

第2条 施設・事業所が当事者本位の事業体であり続けるための課題や地域における公益的な取組みを実施するための課題等を整理し、尚恵学園の将来の在り方を検討するため「尚恵学園の在り方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、検討結果を理事長に提言する。

- (1) 尚恵学園の拠点（ベース）の整備方針及び運営方針に関すること。
- (2) 上記に付随する課題の解決に関すること。
- (3) 先進事例の調査、分析に関すること。
- (4) 地域ニーズの調査とその受け入れ態勢の構築に関すること。
- (5) その他尚恵学園の在り方を検討するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

委員長には事務長が当たる。

- 2 委員会には、オブザーバーとして別表の管理者を置く。オブザーバーは、委員長の求めに応じ出席する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。委員は、相互に現状の課題並びに将来の在るべき姿及びそれに向けての問題等を述べ合い、あるべき姿を実現していくための道筋を探るものとする。

- 2 委員会は毎月1回定例的に開催し、議事録をすみやかにホームページ上で公表するとともに全体会（9月、12月、3月）にて詳細を報告することを基本とする。
- 3 委員会は、必要に応じ関係人（本人、家族、役員、職員、地域住民など）や有識者に出席を求め、意見を聴取することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は委員長が行う。

（補則）

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

付則

この要項は平成28年7月11日から施行する。

別表

敬称略、順不同

	事業所等	氏名	役職等
委員(委員長)	事務室	冨永 重己	事務担当
委員	尚恵厚生園	藤枝 理伊子	サービス管理責任者
委員	同	埴 修一	主任
委員	尚恵成人寮	塚原 剛	サービス管理責任者
委員	同	菅谷 大輔	主任
委員	コスモス	角田 純一郎	管理者
委員	同	山口 隆宏	サービス管理責任者
委員	あじさい	吉川 賢治	管理者
委員	同	植村 健児	サービス管理責任者、主任
オブザーバー	尚恵厚生園	住田 福祉	管理者
オブザーバー	尚恵成人寮	植村 勝	管理者